

# 屋外広告物違反処理要領ガイドライン

平成 16 年 12 月 17 日策定

平成 29 年 7 月 6 日改定

令和 3 年 2 月 18 日改定

屋外広告物違反処理要領	要領の運用について
<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 この要領は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）及び屋外広告物条例（平成 5 年長野県条例第 23 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、違反広告物等に対する除却その他必要な措置（以下「是正措置」という。）に係る手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第 2 この要領において違反広告物等とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 条例第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定に違反して表示され、又は設置された屋外広告物又はこれを掲出する物件（以下「広告物等」という。）</p> <p>(2) 条例第 7 条第 4 項（条例第 8 条第 3 項及び第 10 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反して表示され、設置され、又は改造された広告物等</p> <p>(3) 条例第 8 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定による許可を受けないで、屋外広告物許可地域又は屋外広告物特別規制地域において表示され、設置され、若しくは改造された広告物等</p> <p>2 この要領において簡易除却とは違反広告物等のうちはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を除却することをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>屋外広告物違反処理要領ガイドライン（以下、「要領」という。）第 2 第 2 に規定する「はり札等」、「広告旗」及び「立看板等」とは、法第 7 条第 4 項に規定するものであって、次の各号に掲げるとおりである。</p> <p>(1) はり札等 容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札、その他これに類する広告物。</p>

<p>3 この要領において略式代執行とは違反広告物等のうち当該広告物等を表示し、設置し、若しくはこれらを管理する者（以下「管理者等」という。）を過失がなくて確知することができないもので、前項に掲げる違反広告物等を除いたものを除却することをいう。</p> <p>4 この要領において是正命令対象違反広告物とは管理者等が判明しているもので、第2項に掲げる違反広告物等を除いたものをいう。</p>	<p>(2) 広告旗 容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）</p> <p>(3) 立看板等 容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）。ただし、野立看板のように土地に固定された状態で建植されたものは除く。</p> <p>要領第2第3項の「管理者等」とは、法第7条第1項に該当する者である。また、「管理する者を過失がなくて確知できない」については要領第3第5項及び本運用第9を参照。</p>
<p>(巡回及び違反事実の確認等)</p> <p>第3 市（町村）は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、定期的な巡回を行い、違反広告物等の発見に努めるものとする。</p> <p>2 巡回の対象は市町村の区域の全域とし、特に屋外広告物が多数ある地域や通行量が多い路線については重点的かつ計画的に実施するものとする。</p>	<p>(巡回及び違反事実の確認等)</p> <p>要領第3第1項に規定する「定期的」とは、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な頻度とする。</p> <p>要領第3第2項の巡回の対象区域は、平成29年3月23日付けの条例の一部改正により、条例第3条に規定する禁止広告物に人身被害の原因となる倒壊又は落下の恐れのある屋外広告物が明記されたことに鑑み、屋外広告物の掲出が想定され得る区域の全域とし、違反広告物の発見に可能な限り努めることとする。</p> <p>「重点的かつ計画的に実施」とは、屋</p>

<p>3 前項の巡回その他により、違反の疑いのある広告物等を発見したときは、条例第18条の3第1項及び第2項の規定により、管理者等に対し、当該広告物に関し報告させ又は資料を提出（以下、「事情聴取」という。）させ、若しくは広告物の存する土地又は建物に立ち入り、広告物を検査し又は関係者に質問（以下、「現地調査」という。）を行い、違反の事実を確認するものとする。</p> <p>ただし、当該広告物等が第4第1項各号に掲げる広告物等に該当するものでときは、第2章の簡易除却の手続きによるものとする。</p> <p>4 前項による事情聴取及び現地調査は、違反の疑いのある広告物等を発見したとき、直ちに実施するものとする。</p> <p>ただし、事情聴取は、当該違反広告物等の管理者等が不在又は不明その他の場合は、後日実施できるものとする。この場合、口頭又は文書により管理者等に対し必要な限度内で報告又は資料を求めるものとする。</p>	<p>外広告物が相当数集中して掲出されている地域や、通行量が多い路線等を中心に、優先的に調査が必要とされる重点巡回地区を年度ごとに替えて設定する等の方法が考えられる。</p> <p>要領第3第3項の「その他」としては、住民等から違反広告物等に関する通報を受けた場合等が想定される。</p> <p>ただし書きについては、広告物が、要領第4第1項の各号に該当するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の違反広告物等のときに、簡易除却の手続きに移行することを規定したものである。</p> <p>要領第3第4項による現地調査の実施は、写真及び図書により記録することとし、後日客観的に確認できるよう、広告物の規格（面積、高さ、設置場所等）のほか、撮影年月日の表示、違反の状態等の現況をできる限り把握するものとする。</p> <p>現地調査のため、建築物又は住居や事業所の敷地等の管理地に立ち入る場合は、管理者の承諾を得ること。</p> <p>要領第3第4項後段のその他の場合とは、管理者等の関係者を一堂に集め事情を聴く必要がある場合等が想定できる。</p> <p>管理者等に求める資料は次の例により、状況に応じて適宜定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例第3条の2第1項の点検結果の記録</li> <li>(2) 当該広告物等に関する仕様書並びに図面</li> <li>(3) 工事施工契約書の写し</li> <li>(4) 条例第7条第5項(条例第8条第3項及び第10条第4項において準用する場合を含む。)に該当する場合</li> </ol>
---	---

<p>5 現地調査等においては、違反の事実の確認のほか、表示内容からの調査、その他の方法により管理者等の把握に努めるものとする。</p> <p>6 現地調査の実施にあたっては、条例第 18 条の 3 第 3 項の規定による身分証明書（市（町村）屋外広告物に関する規則様式第 8 号）を必ず携行し、関係者にこれを提示しなければならない。</p> <p>7 事情聴取及び立入検査により違反広告物等であることを確認した時は、管理者等に対し違反である旨を告げ、その場で口頭により違反となっている行為の中止又は是正を指導することとする。</p> <p>8 第 5 項による措置を行っても、なお管理者等が特定できない場合においては第 3 章による略式代執行の手続きに移行すること。</p> <p>9 第 7 項による指導を行ったにもかかわらず、依然として違反の行為の中止又は是正が行われない場合は、第 4 章による是正命令等の手続きに移行すること。</p> <p>10 判明した違反の内容が、直ちに公衆に対し危害を及ぼす</p>	<p>は、許可証</p> <p>(5) その他参考となる書面  管理者等から報告又は資料を提出させるにあたっては、(参考様式) を添付させ経過等を整理することとする。</p> <p>要領第 3 第 5 項の「その他の方法」としては、設置場所等からの調査、近隣住民への聞き取り等の方法が考えられる。</p> <p>また、管理者等の把握調査に当たっては、個人情報の取扱いに十分注意の上、実施すること。</p> <p>なお、調査の状況については、第 3 章の略式代執行の手続きに当たり、法第 7 条第 2 項及びに定める「管理する者を過失がなくて確知できない」ことを立証するための資料となるので留意すること。</p> <p>この「管理する者を過失がなくて確知できない」とは、相手方の氏名及び所在の双方が不明であるとき、又は氏名は判っているが所在が不明であるときである。</p> <p>要領第 3 第 6 項の身分証明書は、巡回の際に違反の疑いのある広告物等を発見したとき、直ちに条例第 18 条の 3 第 2 項の規定による現地調査を実施する必要があることから、巡回時にも携帯すること。</p>
--	--

<p>おそれのあることが明らかな場合は、管理者等に対し、当該行為が中止され若しくは是正されるまでの間、危害の防止措置を講じるよう指導するものとする。</p> <p>なお、その場合、市（町村）においても、必要な範囲で関係機関と連携し、危害の防止措置を講じるものとする。</p> <p>11 前項に規定するほか、違反広告物等が建築基準法、道路法その他の法令の規定にも違反すると認められる場合は、速やかに関係機関に通報し、当該機関と連携して違反広告物等に対し対応するものとする。</p>	<p>要領第3第10項後段の必要な範囲とは、当該違反広告物の管理者等が不明で緊急の措置を講じる必要がある場合や、管理者等では道路や公園の立ち入り禁止等の措置が十分に講ずることのできない場合が想定される。そのため、関係機関とは、市（町村）危機管理担当部局、設置場所及びその周辺にある公園・道路等の施設管理者、所轄警察署、土地所有者等が想定される。</p> <p>要領第3第11項に規定する「その他の法令」とは、建築基準法及び道路法に加え、道路交通法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法等が挙げられる。</p>
--	---

<p><b>第2章 簡易除却対象違反広告物対策</b></p> <p>(簡易除却の実施)</p> <p>第4 法第7条第4項の規定に基づく簡易除却は、次の各号に掲げる広告物等(以下、「簡易除却対象違反広告物」という。)について、当該各号に定める場合に行うものとする。</p> <p>(1) はり紙 違反広告物等であることが明らかな場合</p> <p>(2) はり札等、広告旗及び立看板等 違反広告物等であって、管理されずに放置されているものであることが明らかな場合</p> <p>2 電柱に表示された違反広告物等に係る簡易除却は、市(町村)長、又は市(町村)長の命じた職員が行うほか、法第7条第4項の規定により、当該電柱の管理者に委任して行うことができるものとする。</p>	<p>(簡易除却の実施)</p> <p>要領第4について、法第7条第4項の規定を市(町村)長に権限移譲していることから簡易除却の作業は、市(町村)長又は、市(町村)長が命じた者のほかに、市(町村)長が委任した者に行わせることができる。</p> <p>この場合、受任者が委任を受けた範囲内でなした行為については、市(町村)長がその責任を負う。</p> <p>また、委任した場合の、第6第1項及び第2項に定める保管、廃棄等に至る取り扱いについては、市(町村)の実状に合わせ委任した者と取り決めるものとする。</p> <p>要領第4第1項(2)の「管理されずに放置されているもの」とは、補修その他の管理がなされず、良好な状態に保持されていないものをいう。</p> <p>要領第5第2項に規定する「処理期限」は、違反広告物等の枚数、表示範囲等から除却に必要な期間(通常は5日間程度)を勘案して設定するものとする。</p>
<p>(自主除却の通告)</p> <p>第5 第4第1項2号に定める簡易除却対象違反広告物の簡易除却は、当該広告物等が管理されている場合にあつては、事前に当該管理者等に対し、自主的な除却を行うよう通告をした後に実施しなければならないものとする。</p> <p>2 前項の規定により管理者が自主的に除却する場合は直ちに行わせるものとする。ただし、処理期限を定め除却する場合にあつては、除却に必要な処理期限を定め当該期限内に行わせることができるものとする。</p> <p>3 第2項の規定による通告は、口頭、文書(様式第1)の送付又は当該広告物等への通告書(様式第2)の貼付等の方法により行うものとする。</p>	<p>要領第5第3項の違反広告物等へ通告書を貼付する場合は、これにより、良好な景観形成を害することのないように十分配慮しなければならない。</p>

<p>4 第2項の規定による通告をした場合は、違反広告物処理簿（簡易除却対象違反広告物）（様式第3）を作成するものとする。</p>	
<p>（保管及び告示）</p> <p>第6 簡易除却した広告物等がはり紙である場合は、はり紙除却一覧簿（様式第4）に記載し、保管をすることなく破棄することができる。</p> <p>2 はり紙以外の簡易除却をした違反広告物等は、第7第1項に規定する期間保管するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、保管した違反広告物等について当該広告物等の名称、種類、数量、放置されていた場所、除却した日及び保管場所を告示するものとする。</p> <p>4 前項の告示は、様式第5によりするものとする。</p> <p>5 第2項の規定により、保管した違反広告物等について、保管物件一覧簿（様式第6）を作成し一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>6 簡易除却した違反広告物等又は第7第2項の規定による売却代金を保管している間に、管理者等からその引取りの申し出があった場合は、誓約書（様式第7）及び受領書（様式第8）を徴した上で、これを引渡すものとする。</p>	<p>（保管及び告示）</p> <p>要領第6第3項の「広告物等の名称」は、「風俗ビラ」「ヤミ金広告」など、個人情報に留意し一般名称とし、記載できる場合に限り記載するものとする。</p> <p>「告示」とは一般的には広報（県であれば県報）に掲載して行うことをいうが、市（町村）の掲示板に掲げる方法とすることができるものとする。なお掲示板への掲示をもって告示とする場合、保管期間を超える掲示を要しないものとする。</p> <p>はり札等で同一路線又は一定の地域に違法な状態で複数枚同一の広告物が掲出されるケースの場合、告示又は保管物件一覧簿への記載は、「○日～○日の間、市道○○線○○～○○までの区間、○○枚除却」などの記載ができるものとする。</p> <p>要領第6第6項の引取りの申し出があった場合は、返還を受けるべき管理所有者等の権利者であることを十分に確認し、その者から誓約書及び受領書</p>

	を徴すること。
<p>(売却若しくは廃棄)</p> <p>第7 簡易除却した違反広告物等を保管し、第6第3項による告示をしてから2日間（広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は14日間）を経過しても管理者等に返還することができない場合において、当該広告物等の価額が著しく低く、売却しても買受人がないことが明らかな場合は廃棄するものとする。</p> <p>2 前項前段に規定する違反広告物等が、当該広告物等の価額に比べ保管に不相当な費用若しくは手数を要することがなく、かつ、当該広告物等の価額が著しく低く、売却しても買受人がないことが明らかでない広告物等は6箇月間保管するものとする。ただし、当該広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は当該広告物等の評価に比べ保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該違反広告物等を売却し、売却代金を6箇月間保管するものとする。</p> <p>3 前項に規定する保管した広告物等若しくは売却代金を返還することができないときは、市（町村）に所有権が帰属するものとする。（法第8条第7項）</p> <p>4 第2項に規定する違反広告物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札によるものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合又は競争入札に付することが適当でない場合は、随意契約によることができる。 この場合において、売却の際に費用を要する場合は売却代金を当該費用に充当することができる。</p>	<p>(売却若しくは廃棄)</p> <p>要領第7第2項に規定する広告物等の評価と保管にかかる費用の比較に当たっては、取引の実例価額、使用の期間、損耗の程度、その他事情を勘案し判断するものとし、市（町村）において判断できない場合は、専門的知識を有する者の意見を聴くことができるものとする。</p> <p>なお、「当該広告物の評価に比べ保管に不相当な費用若しくは手数を要するとき」とは、貸倉庫を借りる場合、他者に保管を委託した際に委託料が生じる場合等が考えられる。</p> <p>要領第7第3項の所有権は、告示の日から起算して6箇月を経過したときに市（町村）に帰属する。（法第8条第7項）</p> <p>所有権の帰属後は、廃棄若しくは別の用途による活用などができる。</p> <p>売却代金については、現金で保管せず当座預金を開設し、預金し預かることとする。</p>
(告発)	(告発)



<p>第8 違反の程度が著しい者は、所轄警察署長に告発するものとする。</p>	<p>要領第8に規定する「違反の程度が著しい者」とは、過去1年以内に数回の違反を繰り返し、通告等を受けたことがある者、又は市(町村)の区域全域に表示する等広範囲にわたり違反をした者、その他特別な事情により、告発する必要がある者とする。</p>
---	---

<p><b>第3章 略式代執行対象違反広告物対策</b></p> <p>(略式代執行の実施及び告示)</p> <p>第9 法第7条第2項の規定に基づく略式代執行の対象となる違反広告物等(以下、「略式代執行対象違反広告物」という。)であることが判明した場合は、違反広告物処理簿(略式代執行対象違反広告物)(様式第9)を作成し、除却するものとする。</p> <p>ただし、掲出物件を除却する場合には15日以上期間を定め、その期間内にこれを除却すべき旨及びその期間内に除却しないときは市(町村)長又は市(町村)長の命じた者若しくは委任した者が除却する旨を様式第10により告示するものとする。</p>	<p>(略式代執行の実施)</p> <p>要領第9に定める略式代執行対象違反広告物とは、要領第2第3項に定義されるものである。</p> <p>「管理する者を過失がなく確知できない」とは、相手方の氏名及び所在の双方が不明であるとき、又は氏名は判っているが所在が不明であるときである。</p> <p>管理する者(管理者)の把握は、要領第3第5項により実施し、その状況は「管理する者を過失がなく確知できない」ことを立証するための資料となるので留意すること。</p> <p>要領第9の告示の方法は、各自治体における条例公布の方法と同様の扱いによるものとする。</p>
<p>(保管及び告示)</p> <p>第10 略式代執行した違反広告物等は、第11第1項に規定する期間保管するものとする。</p> <p>2 前項の規定により保管した違反広告物等について、当該広告物等の名称、種類、数量、放置されていた場所、除却した日及び保管場所を告示するものとする。</p> <p>3 前項の告示は、様式第5によりするものとする。</p> <p>4 第1項の規定により保管した違反広告物等について、保管物件一覧簿(様式第6)を作成し一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>5 略式代執行した違反広告物等又は第11第2項の規定による売却代金を保管している間に、管理者等からその引取りの申し出があった場合は、誓約書(様式第7)及び受領書(様式第8)を徴した上で、これを引き渡すものとする。</p>	<p>(保管及び告示)</p> <p>要領第10第2項の「広告物の名称」は、記載できる場合に限り記載するものとする。</p> <p>「告示」の方法は、要領第6第3項に準ずる方法により行うものとする。</p> <p>要領第10第5項の引取りの申し出があった場合は、返還を受けるべき管理者等の権利者であることを十分に確認し、その者から誓約書及び受領書を徴すること。</p>

(売却若しくは廃棄)

第 11 略式代執行した違反広告物等を保管し、第 10 第 2 項による告示をしてから 14 日間 (特に貴重な広告物等は 3 月) を経過しても管理者等に返還することができない場合において、当該広告物等の価額が著しく低く、売却しても買受人がないことが明らかな場合は廃棄するものとする。

2 前項前段に規定する違反広告物等の保管について、当該広告物等の価額に比し保管に不相当な費用若しくは手数料を要することがなくかつ、当該広告物等の価額が著しく低く、売却しても買受人がないことが明らかでない広告物等は 6 箇月間保管するものとする。ただし、当該広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は当該広告物等の評価に比べ保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、当該違反広告物等を売却し、売却代金を 6 箇月間保管するものとする。

3 前項に規定にする保管した広告物等若しくは売却代金を返還することができないときは、所有権が帰属するものとする。

4 第 2 項に規定する違反広告物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札によるものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合又は競争入札に付することが適当でない場合は、随意契約によることができる。

この場合において、売却の際に費用を要する場合は売却代金を当該費用に充当することができる。

(売却若しくは廃棄)

要領第 11 第 1 項の特に貴重な広告物等とは、残存価額 10 万円以上を目安とするものとする。

要領第 11 第 2 項に規定する広告物等の評価額と保管にかかる費用の比較に当たっては、取引の実例価額、使用の期間、損耗の程度、その他事情を勘案し判断するものとし、市 (町村) において判断できない場合は専門的知識を有する者の意見を聴くことができるものとする。

なお、「当該広告物等の評価に比べ保管に不相当な費用若しくは手数料を要するとき」とは、貸倉庫を借りる場合、他者に保管を委託した際に委託料が生じる場合等が考えられる。

要領第 11 第 3 項の所有権は、告示の日から起算して 6 箇月を経過したとき市 (町村) に帰属する。(法第 8 条第 7 項)

所有権帰属後は廃棄若しくは別の用途による活用などができる。

売却代金については、現金で保管せず当座預金を開設し、預金し預かることとする。

<p><b>第4章 是正命令対象違反広告物対策</b></p> <p>(指導)</p> <p>第12 法第7条第1項に規定に基づく表示若しくは設置の停止の命令、又は除却等のために必要な措置の命令の対象となる違反広告物(以下、「是正命令対象違反広告物」という。)であることが判明した場合は、違反広告物処理簿(是正命令対象違反広告物)(様式第11)を作成するとともに、管理者等に対し、指示書(様式第12)を送付し、事情を聴取するものとする。</p> <p>2 前項により事情を聴取する管理者等に対しては、違反広告物処理簿をもとに事実の確認を行い、次に掲げる書類の提出を求め、自主的な是正を指導するものとする。</p> <p>(1) 経過書(様式第13)</p> <p>(2) 誓約書(様式第14)</p> <p>(3) 是正計画書(様式第15)</p> <p>3 違反広告物等の表示場所として土地、建物等を提供している者(以下「土地所有者等」という。)に対しては、前項の規定による自主的な是正に協力するように指導を行うものとする。</p>	<p>(指導)</p> <p>要領第12第1項の指示書の送付は、原則として郵送(配達証明)とする。</p> <p>要領第12第1項の指示書の送付及び事情聴取は、要領第3第3項の規定による事情聴取を実施した場合において、再度事情聴取を行う必要がないと認められるときは、省略し、要領第12第2項の規定による指導を行うことができるものとする。</p> <p>要領第12第2項の規定による是正計画書の提出は、期限(1週間程度後)を定めて後日持参させることができる。</p> <p>要領第12第2項及び第3項の指導を行う場合は、訪問又は電話連絡等、状況に応じた対応によることができる。</p>
<p>(勧告)</p> <p>第13 第12の規定による指導を行った後も違反広告物等が是正されない場合は、指示書(様式第16)を送付し再度事情聴取を行い、事情聴取の結果、必要があると認められるときは、管理者等に対し、前項の規定により提出された是正計画書のとおり是正するように勧告を行うものとする。</p> <p>2 勧告は、勧告書(様式第17)を交付して行うものとする。</p>	<p>(勧告)</p> <p>土地所有者等に対しては、要領第13第1項の規定による勧告は、行うことができないので、指導を繰り返すこととする。</p> <p>要領第13第2項の規定による勧告書の交付は、手交又は郵送(配達証明)により行う。</p>
<p>(是正措置の完了確認)</p> <p>第14 違反広告物等の是正措置が完了したときは、管理者等に対し、是正完了報告書(様式第18)の提出を求めるものとする。</p>	<p>(是正措置の完了確認)</p> <p>要領第14第1項の規定による是正完了報告書の提出は、電話等による報告によって、これに代えることができる。</p>



<p>引き続き表示し、又は設置しておくことができることとされた広告物等は、特例広告物処理簿を作成して把握するものとする。</p> <p>2 前項に規定する広告物等の管理者等に対しては、当該広告物等の是正措置の指導を行い、是正計画書の提出を求め、自主的な是正を促すことができる。</p> <p>3 第1項に規定する広告物等の土地所有者等に対しては、前項の規定による自主的な是正に協力するように指導を行うことができる。</p>	<p>要領第19第1項に規定する「特例広告物処理簿」は、要領様式第9の「違反広告物処理簿」に準じて作成するものとする。</p> <p>要領第19第2項及び第3項の規定による指導は、条例第5条、第8条又は第10条第5項の規定により、屋外広告物禁止地域等の指定があった日から3年間（又は屋外広告物条例施行規則で定める期間）は、当該広告物が違反広告物でないことに十分配慮して行わなければならない。</p>
---	---

## 第5章 違反防止の啓発

(違反防止の啓発)

第20 市(町村)長は、屋外広告物規制にかかる制度等を機会あるごとに広報し、違反防止の啓発に努めるものとする。

(違反防止の啓発)

要領第20の違反防止の啓発は、広報紙、防災放送等の活用、リーフレットの配布等、可能な方法により効率的かつ効果的に行うものとする。

(様式第1) (第5関係)

番 号  
年 月 日

様

市(町村)長

### 違反広告物の自主除却について(通告)

あなたが表示(設置・管理)している下記の屋外広告物は、屋外広告物条例に違反していますので、直ちに(下記の処理期限までに)撤去してください。

あなたの行為は、良好な景観形成を害し、安全な通行を妨げており、快適な地域環境づくりを目指す住民、関係機関の願いと努力に反するものですので、今後は、このような屋外広告物条例に違反する屋外広告物を表示しないよう通告します。

なお、直ちに(下記の処理期限までに)撤去しない場合は、屋外広告物法の規定に基づき除却等所定の手続きをとります。

除却したものは条例で定める期間保管のうえ、引取りがない場合は条例に基づき処理します。

#### 記

1 屋外広告物

(1) 表示の場所又はその範囲

(2) 表示内容

(3) 種類                                    はり札等      広告旗      立看板等

2 違反条項                                屋外広告物条例第    条第    項

3 現認日時                                年    月    日    時

(4 処理期限                                年    月    日)

問合せ先：    課    係 電 話 (            )
---------------------------------------

(注)「1の(3)種類 については、該当するものを○で囲むこと。」



(様式第2) (第5関係)

通 告 書

この屋外広告物は、屋外広告物条例に違反していますので、直ちに（ 年  
月 日までに）撤去してください。  
撤去しない場合は、屋外広告物法及び屋外広告物条例の規定に基づき、除却し  
ます。

年 月 日 時 分

市（町村）

課 係

（電話 ）

除却したものは、条例に基づき保管のうえ、引取りがない場合は処分します。

(様式第3) (第5関係)

違反広告物処理簿  
(簡易除去対象違反広告物)

		番号	
表示場所・範囲	(条例第 条第 項違反)	(位置図、写真) (※必要に応じて貼付すること)	
表示内容及び種類	<input type="checkbox"/> はり札等 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> 立看板等		
管理者等	(住所 氏名 電話)		
その他関係者	(住所 氏名 電話)		
処理の経過			
現場確認	年 月 日 時	枚数	枚
<input type="checkbox"/> 通告	年 月 日 時	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 文書(第 号)	期限 年 月 日
<input type="checkbox"/> 自主除却	年 月 日 確認		
<input type="checkbox"/> 簡易除却	年 月 日 時	実施者	枚数 枚
<input type="checkbox"/> 保管	年 月 日 まで	場 所	枚数 枚
<input type="checkbox"/> 引渡し	年 月 日 時	受領書 別紙のとおり	枚数 枚
<input type="checkbox"/> 処分	年 月 日 時		
(備考)			



(様式第5) (第6、第10関係)

告 示

市(町村)告示第 号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第1項及び屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第18条の2第1項の規定に基づき、屋外広告物を保管したので、次のとおり告示します。

年 月 日

市(町村)長



- 1 広告物等の種類
- 2 広告物等の数量
- 3 広告物等の放置されていた場所
- 4 除却した日
- 5 保管場所
- ( 6 廃棄日 )

※ 広告物等に名称がある場合は名称を記載する。

※ 廃棄日については、必ずしも記載を要しないが、広告物等の状況に応じ廃棄処分が相当で廃棄日が明らかな場合等は記載することがさしつかえない。

また、広告物等の状況に応じ売却処分等もあり得る為、期間経過後売却等する等、必要に応じて記載することはさしつかえない。



(様式第7) (第6、第10関係)

## 誓 約 書

年 月 日

市(町村)長様

表示、設置者又は管理者

住 所

氏 名

(電話 )

私は、屋外広告物条例の規定に違反し、下記の屋外広告物を表示(設置・管理)していました。  
今後は、法令を遵守し、再び違反行為をしないことをここに誓約いたします。

### 記

#### 1 屋外広告物

(1) 表示場所又はその範囲

(2) 表示内容

(3) 種類及び数量

2 違反条項 屋外広告物条例第 条第 項

(様式第8) (第6、第10関係)

受 領 書

年 月 日

市(町村)長様

表示、設置者又は管理者

住 所

氏 名

(電話 )

屋外広告物法の規定に基づき除却された下記屋外広告物(下記屋外広告物の売却代金)を受領しました。

記

1 表示場所又はその範囲

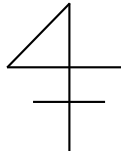
2 表示内容

3 種類及び数量

( 4 売却代金 )

(様式第9) (第9関係)

違反広告物処理簿  
(略式代執行対象違反広告物)

			番号	
所在地	(条例第 条第 項違反) <input type="checkbox"/> 住専 <input type="checkbox"/> 風致 <input type="checkbox"/> 道路等沿線 <input type="checkbox"/> _____	表示内容	<input type="checkbox"/> 自己用 <input type="checkbox"/> 非自己用	
表示者	(住所 氏名 電話) <input type="checkbox"/> 不明	設置者	(住所 氏名 電話) <input type="checkbox"/> 不明	
土地所有者等	(住所 氏名 電話)	管理者その他関係者	(住所 氏名 電話) <input type="checkbox"/> 不明	
(位置図)				
				
違反広告物等写真		除却日	除去、改善後の写真	
(備考)				



(様式第10) (第9関係)

告 示

市(町村)告示第 号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項及び屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第18条の規定に基づき、屋外広告物掲出物件の除却について次のとおり告示します。

年 月 日

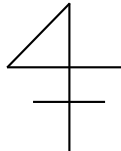
市(町村)長



- 1 屋外広告物掲出物件の種類
- 2 放置されている場所
- 3 除却措置期間 年 月 日まで( 日間)
- 4 除却されない場合の措置  
上記除却措置期間までに措置されない場合は が除却します。

(様式第11) (第12関係)

違反広告物処理簿  
(是正命令対象違反広告物)

			番号	
所在地	(条例第 条第 項違反) <input type="checkbox"/> 住専 <input type="checkbox"/> 風致 <input type="checkbox"/> 道路等沿線 <input type="checkbox"/> _____	表示内容	<input type="checkbox"/> 自己用 <input type="checkbox"/> 非自己用	
表示者	(住所 氏名 電話)	設置者	(住所 氏名 電話)	
土地所有者等	(住所 氏名 電話)	管理者その他関係者	(住所 氏名 電話)	
(位置図)				
				
違反広告物等写真		除却日	除去、改善された場合はその写真	
(備考)				

(裏面)

指導等の経過			
年 月 日	指 導 等 内 容	結果 (管理者等の対応)	備 考
合 計 回			
指導等の経過			
是 正 年 月 日			
<input type="checkbox"/> 除 却 <input type="checkbox"/> 改 善 (改善内容 : _____) <input type="checkbox"/> 停 止 <input type="checkbox"/> _____			

(様式第12) (第12関係)

番 号  
年 月 日

様

市(町村)長

## 指 示 書

下記の屋外広告物は、屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第 条第 項に違反しているとみられます。

ついては、当該広告物等について、下記により事情の聴取を行います。  
内容を十分に把握している者とともに出席してください。

### 記

#### 1 屋外広告物

(1) 所在地

(2) 表示内容

(3) 種類及び数量

#### 2 事情の聴取日時場所

(1) 日 時 年 月 日 ( ) 時 分

(2) 場 所 市(町村) 課

(この指示書を持参してください。)

問合せ先： 課 係 電 話 ( )
----------------------

(様式第13) (第12関係)

経 過 書

年 月 日

市(町村)長様

表示、設置者又は管理者

住 所

氏 名

(電話 )

私が、屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第 条第 項に違反して表示(設置・管理)している屋外広告物に係る経過は、下記のとおりです。

記

1 屋外広告物

(1) 所在地

(2) 表示内容

(3) 種類及び数量

2 表示等の経過

・ 年 月 日

・ 年 月 日

(様式第14) (第12関係)

## 誓 約 書

年 月 日

市(町村)長様

表示、設置者又は管理者

住 所

氏 名

(電話 )

私は、屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)の規定に違反し、下記の屋外広告物を表示(設置・管理)していたことを認め、今後は、法令を遵守し、再び違反行為をしないことをここに誓約いたします。

この違反広告物については、別添の是正計画書のとおり( 年 月 日までに是正計画書を提出し)是正措置をいたします。

是正が完了しましたら、是正完了報告書により速やかにその旨を報告いたします。

### 記

#### 1 屋外広告物

(1) 表示場所又はその範囲

(2) 表示内容

(3) 種類及び数量

#### 2 違反条項

屋外広告物条例第 条第 項

(様式第15) (第12関係)

是 正 計 画 書

年 月 日

市 (町村) 長 様

表示、設置者又は管理者

住 所

氏 名

(電話 )

1 屋外広告物

(1) 所在地

(2) 表示内容

(3) 種類及び数量

2 是正措置

(1) 方 法

(是正措置の方法が除却以外の場合)

現 状	是正措置の内容 (改善の内容、移転の場所等)

(2) 日 程

- ・ 年 月 日
- ・ 工事発注 年 月 日
- ・ 年 月 日
- ・ 是正措置完了 年 月 日

(3) 是正措置に係る責任者

住 所

氏 名

電 話 ( )

番 号  
年 月 日

様

市(町村)長

## 指 示 書

屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第 条第 項の規定に違反している下記の屋外広告物については、あなたが、 年 月 日までに除却( )することを誓約したにもかかわらず、いまだ是正がされておられません。

については、当該広告物等の是正措置の実行について事情をお聴きしたいので、内容を十分に把握している者とともに下記のとおり出頭してください。

### 記

#### 1 屋外広告物

(1) 所在地

(2) 表示内容

(3) 種類及び数量

#### 2 出頭日時場所

(1) 日 時 年 月 日 ( ) 時 分

(2) 場 所 市(町村) 課

(この指示書を持参してください。)

問合せ先： 課 係 電 話 ( )
----------------------



(様式第17) (第13関係)

番 号  
年 月 日

様

市(町村)長

## 勸 告 書

下記の屋外広告物は屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第 条第 項の規定に違反しているので、 年 月 日までに除却( )してください。

なお、この勧告に従わない場合は、屋外広告物法及び屋外広告物条例の定めるところにより、厳重な処分を受けることがあります。

### 記

- 1 所在地
- 2 表示内容
- 3 種類及び数量

問合せ先： 課 係 電 話 ( )
----------------------

(様式第18) (第14関係)

## 是 正 完 了 報 告 書

年 月 日

市(町村)長様

表示、設置者又は管理者

住 所

氏 名

(電話 )

屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第 条第 項の規定に違反していた下記の屋外広告物について、是正措置が完了しましたので報告します。

### 記

#### 1 屋外広告物

(1) 所在地

(2) 表示内容

(3) 種類及び数量

#### 2 是正措置

(1) 方 法

(2) 完了日

年 月 日

(様式第19) (第15関係)

報 告 書

屋外広告業を営むと認められる者 (住 所)  (氏 名)		
上記の者が表示 (設置・管理) する違反広告物等	指 導 ・ 対 応 の 経 過	
(所在地)	・ 年 月 日  ・ 年 月 日	
(表示内容)		
(種類及び数量)		
(備 考)		

(様式第20) (第16関係)

番 号

(住 所)

(氏 名)

## 命 令 書

下記の屋外広告物は屋外広告物条例第 条第 項の規定に違反しているので、同条例第17条第 項の規定により、 年 月 日までに除却 ( ) することを命じます。

年 月 日

市 (町村) 長

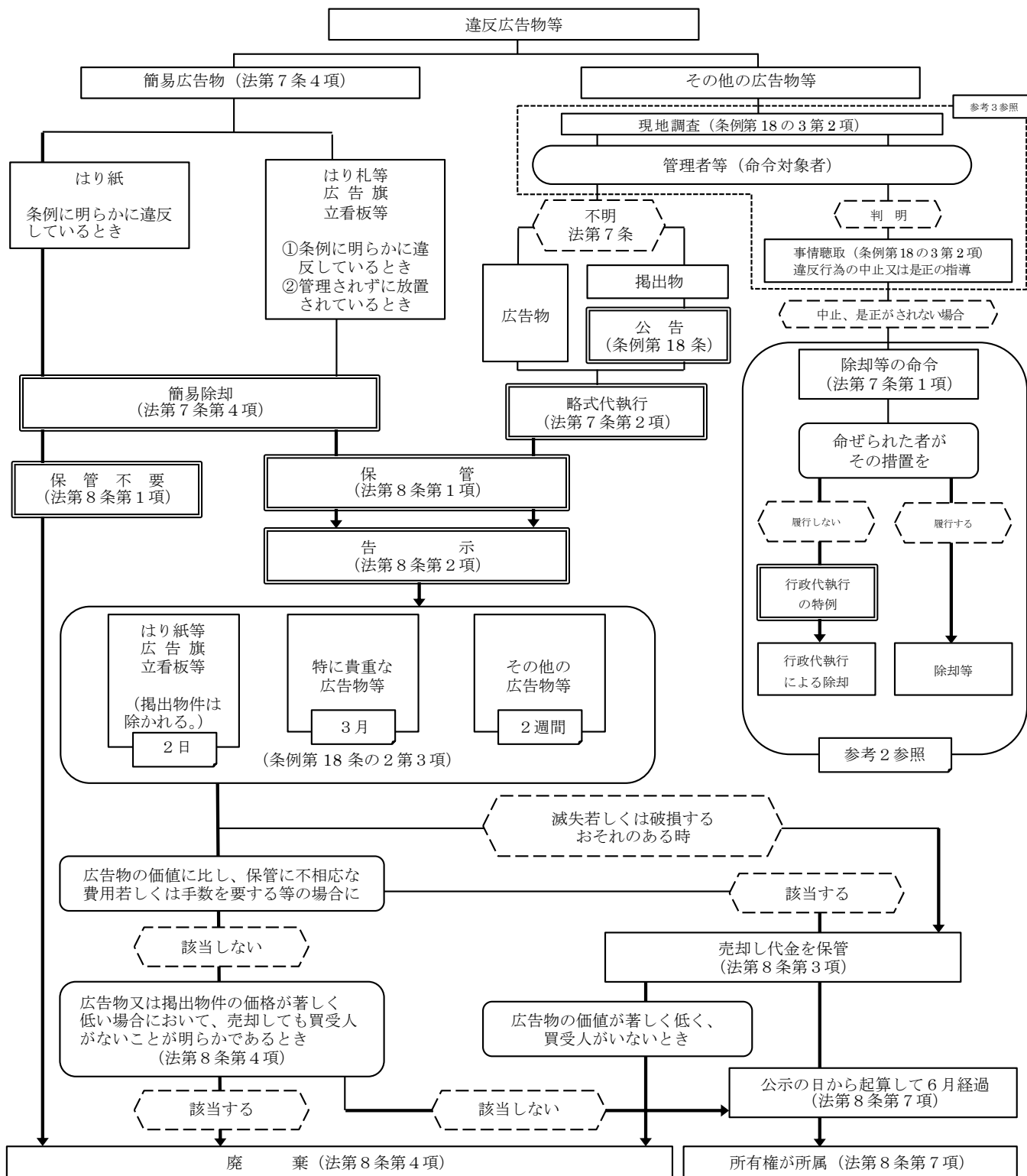
### 記

- 1 所在地
- 2 表示内容
- 3 種類及び数量

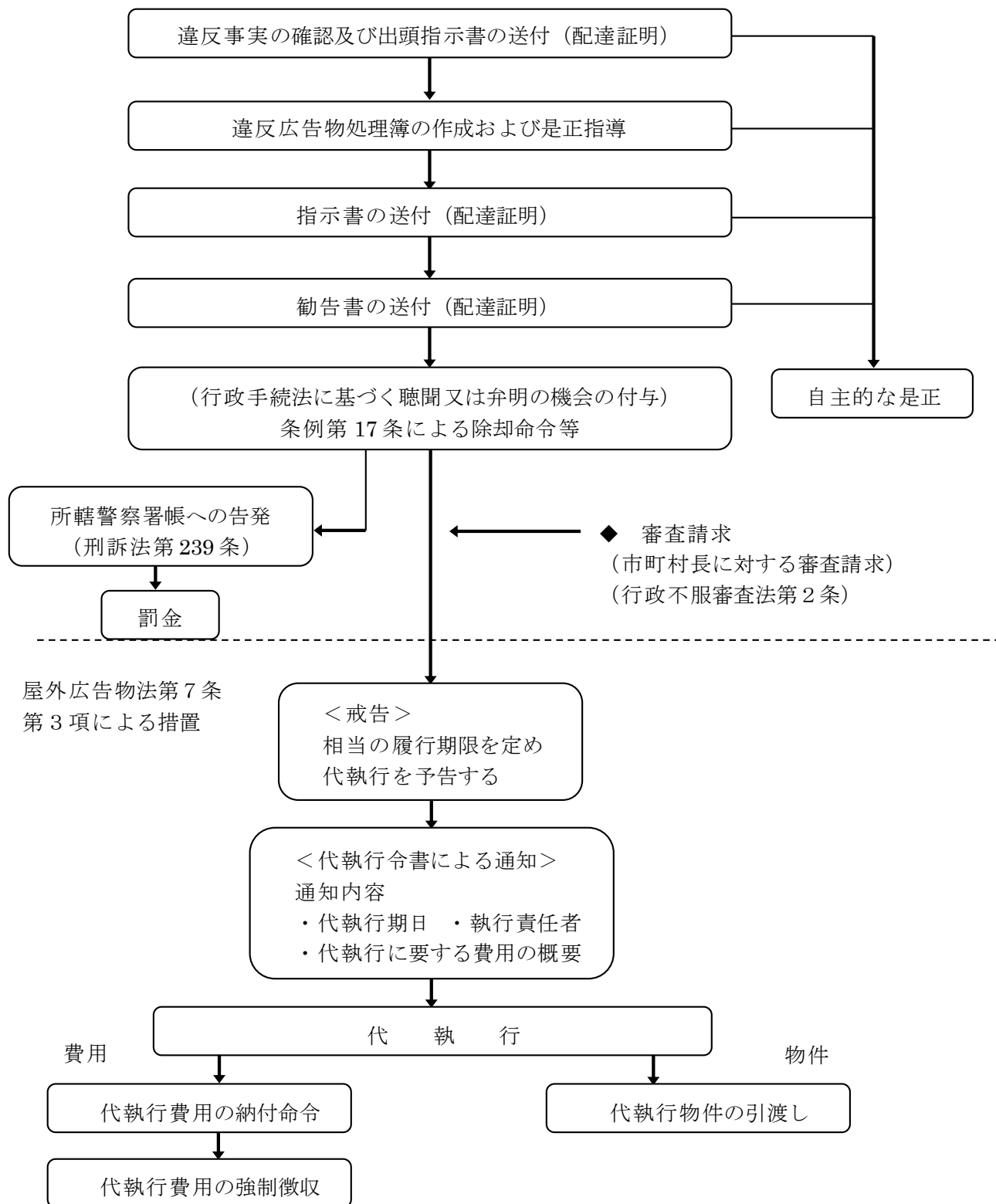
この命令について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市(町・村)に審査請求をすることができます。

問合せ先： 課 係  
電 話 ( )

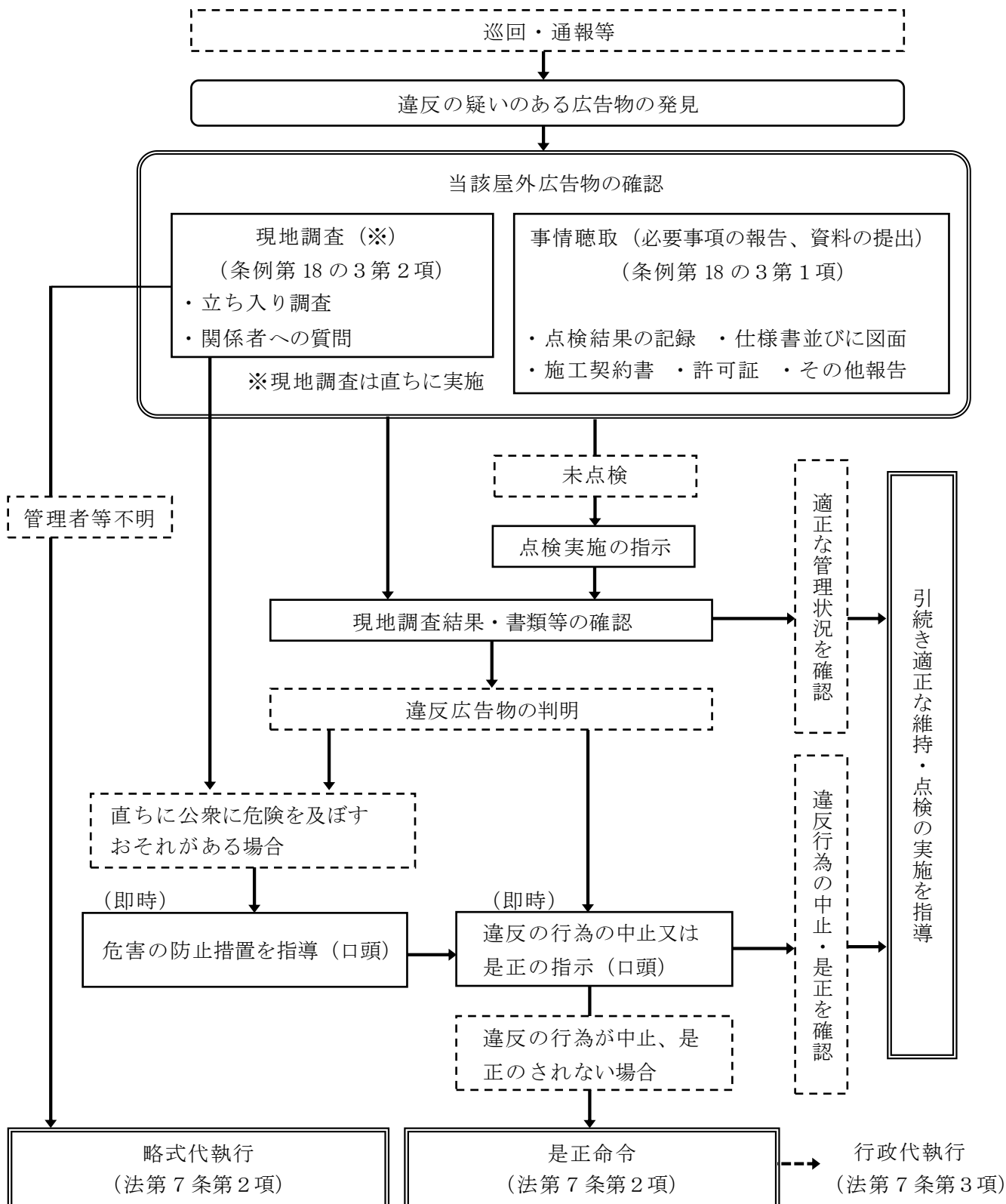
### 違反広告物等の除却、保管、公示、売却、廃棄等の手続き



### 除却命令対象者が判明した場合の手続き



巡回等により公衆に対し危害を及ぼすおそれのある広告物等が判明した場合の手続き



(参考様式)

屋外広告物第18条の3第1項の規定による報告書

年 月 日

市(町村)長様

表示、設置者又は管理者

住所  
氏名 印  
(電話 )

屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第18条の3第1項の規定により下記のとおり報告します。

この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

屋外広告物の設置状況	所在地	
	表示内容	
種類及び数量	<input type="checkbox"/> 広告塔※地面に自立しているもの	( ) 基
	<input type="checkbox"/> 壁面看板※パラペット利用を含む	( ) 面
	<input type="checkbox"/> 屋上看板	( ) 基
	<input type="checkbox"/> 袖看板	( ) 基
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	( ) 基
管理を委託している場合の管理者の住所・氏名等	住所： 氏名： 電話番号：	
提出書類	<input type="checkbox"/> 点検結果の記録 <input type="checkbox"/> 屋外広告物等の仕様書・図面 <input type="checkbox"/> 設置時の工事施工契約書の写し <input type="checkbox"/> 許可証(許可対象の広告物のみ) <input type="checkbox"/> その他参考となる書面 ( )	
その他報告事項	① ②	
※受付欄	※決裁欄	
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

注1) 本届出書の控えが必要な場合は2部提出してください。

注2) 提出書類及びその他報告事項の内容は、市(町村)担当課の指示によってください。

注3) 仕様書、図面を添付する場合は別添としてください。

注4) 表示、設置者又は管理者以外の方が代理で提出する場合は、委任状を添付してください。

注5) ※欄は記入しないでください。